

重 要 事 項 説 明 書

(訪問看護サービス)

令和8年6月1日改訂版

1 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 勝山幸寿会
事業所所在地	勝山市片瀬第15号22番地
代表者	理事長 平泉 泰
電話番号	(0779) 87-7711

2 サービス事業所

事業者名称	さつき苑訪問看護ステーション
事業所所在地	勝山市片瀬第15号22番地
電話番号	87-7733 (FAX) 87-7744
事業所番号	1860690021
事業実施区域	勝山市内
営業日	月曜日～金曜日 (ただし年末年始 12/29～1/3 を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

3 事業の目的等

1 事業目的

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な訪問看護サービスを提供することを目指しております。

2 事業運営方針

- (1) 寝たきり老人や療養者等の心身の特性を踏まえ訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切におこないます。
- (2) 親切丁寧に療養上必要な事項を理解しやすいよう指導いたします。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重して、居宅支援事業者その他保険、福祉、医療サービスを提供する者と緊密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 訪問看護サービスの内容

1 利用者の居宅に訪問看護師を派遣し、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防および処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 痴呆症患者の看護
- (8) 療養生活や看護介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2 職務内容

- (1) 医師の指示により、要支援、要介護者に対する心身の機能の回復を図るため、訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画書の事項について、利用者または家族に説明し、同意を得て当該計画書を交付したうえで、適切な指導、看護を提供します。
- (2) 訪問看護師は、訪問看護報告書を作成して、提供した看護内容を記録しています。

5 職員体制

管理者 看護師

6 利用料及びその他の費用

1 利用料（1回） 1割

所要時間	自己負担額	加算
(1) 30分未満の場合	471円	サービス提供体制強化加算 6円(毎回) ターミナルケア加算 2000円 退院時共同指導加算 600円／回 初回加算 (Ⅰ) 350円 (Ⅱ) 300円
(2) 30分～1時間未満の場合	823円	
(3) 1時間～1時間30分未満の場合	1,128円	
特別地域加算	所定単位数に 15.0%を乗じた単位数	
処遇改善加算	合計単位数に 1.8%を乗じた単位数	
准看護師 90/100 で算定		

* 2割負担の方は×2となります。

* 3割負担の方は×3となります。

(1) その他緊急時訪問看護、特別管理体制等による看護のときには加算があります。

加算項目	自己負担額 1割	自己負担額 2割
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	600円 (月)	1,200円 (月)
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	574円	1,148円
特別管理体制加算Ⅰ	500円 (月)	1,000円 (月)
特別管理体制加算Ⅱ	250円 (月)	500円 (月)
長時間訪問看護加算	300円 (毎回)	600円 (毎回)
複数名訪問加算 (30分未満)	254円 (毎回)	508円 (毎回)
複数名訪問加算 (30分以上)	402円 (毎回)	804円 (毎回)
初回加算 (Ⅰ)	350円／ (月)	700円／ (月)
初回加算 (Ⅱ)	300円／ (月)	600円／ (月)
退院時共同指導加算	600円／ (回)	1,200円／ (回)
看護体制強化加算 (Ⅰ)	550円／ (月)	1,100円／ (回)
看護体制強化加算 (Ⅱ)	200円／ (月)	400円／ (月)
看護介護職員連携強化加算	250円／ (月)	500円／ (月)

(2) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

(3) 法定外代理受領分にたいしては厚生労働大臣が定める額

2 交通費

通常の事業実施地域を越えて行う訪問看護サービスに要する交通費は
中山間地域等提供加算が1回につき5%加算となります。

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問看護サービス提供において事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- (2) 訪問看護サービス提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- (3) 利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償責任を減じることができるものとします。

8 緊急時の対応

9 苦情の受付窓口

- 令和 年 月 日

- 4 -